

2026年度 書式説明・注意事項 《サッカー・フットサル共通》

書式第1号 選手登録区分申請書

【説明】	①選手を登録区分「プロ」として登録する場合 ②プロで登録していた選手を「アマチュア」に変更する場合
【添付書類】	①の場合： 選手契約書の写し
【区分登録料】	・①の場合： 区分登録料10,000円（※不課税）※JFAに納付する。年度に一回の納付となり、 年度内の移籍時には不要 ・②の場合： 区分登録料5,000円（※不課税）※JFAに納付する。
【提出方法】	本申請書に、所定の様式にて振込明細書を添えて、該当選手の KICKOFF申請にアップロード

書式第6号 国際移籍選手登録申請書

【説明】	外国のチームに登録していた選手が日本国内のチームに移籍、登録する場合
【チームの手続・注意】	当申請に先立ち、国際移籍証明書の入手が必要となります（国際移籍証明書発行申請書（書式9-2-1or2）により申請）
【添付書類】	以下の書類を添付し提出すること (1)国際移籍証明書(移籍元国協会発行のもの) (2)国籍を証する書類（1.氏名、2.生年月日、3.国籍の三つが表示されている公的書類（写し）。 例：パスポート、住民票、在留カード、特別永住者証等）
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の KICKOFF申請にアップロード

書式第7-1号 外国籍選手登録申請書(18歳以上)

【説明】	①外国のチームでサッカー選手（フットサルを含む）として登録したことがない18歳以上の外国籍選手を登録する場合 ②18歳以上の選手の国籍区分を変更する場合
【添付書類】	・国籍を証する書類（1.氏名、2.生年月日、3.国籍の三つが表示されている公的書類（写し）。 例：パスポート、住民票、在留カード、特別永住者証等）
【チームの手続・注意】	・①の場合は、宣誓書-1への署名が必要
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の KICKOFF申請にアップロード

書式第7-2号 外国籍選手登録申請書(18歳未満)

【説明】	①海外チームでサッカー選手（フットサルを含む）として登録したことがない18歳未満の外国籍選手を登録する場合 ②18歳未満の選手の国籍区分を変更する場合
【添付書類】	・国籍を証する書類（1.氏名、2.生年月日、3.国籍の三つが表示されている公的書類（写し）。 例：パスポート、住民票、在留カード、特別永住者証等）
【チームの手続・注意】	・外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-2または宣誓書-3への署名と保護者の同意書が必要
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の KICKOFF申請にアップロード

書式第7-3号 FIFAによる登録前審査依頼書（18歳未満）

【説明】	①18歳未満の選手が日本への国際移籍する、又は、②18歳未満の日本国籍以外の選手が日本への初登録するとき、FIFA規則の例外が適用されるか否かについてFIFAに審査を依頼する場合
【添付書類】	FIFAの指定する書類（書面に記載あり）
【チームの手続・注意】	国内登録の手続きはFIFAの承認の後に行うこと。 提出書類はFIFAの公用語で作成する必要がある。 したがって、原本が日本語で作成されている書類は、その対訳も併せてご用意ください。FIFAの回答を得るまでに一定の時間を要する
【提出方法】	本依頼書に、全ての提出書類を添えて、 JFAに提出

書式第8号 外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)

【説明】	「外国籍扱いしない選手」（加盟チーム規則第10条を満たした外国籍選手）を登録する場合 チームに外国籍選手が既に5名（フットサルの場合は3名）登録されている場合であっても、以下を満たす選手は「外国籍扱いしない選手」として登録可能となる（加盟チーム規則第10条） 日本で生まれ、（1）学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者、又は（2）学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者 ※インターナショナルスクール等の各種学校は学校教育法1条校に含まれない場合がありますので、ご注意ください
【添付書類】	(1) 国籍を証する書類（1.氏名、2.生年月日、3.国籍の三つが表示されている公的書類の写し。 例：パスポート、住民票、在留カード、特別永住者証等） (2) 在学証明書（在学中の場合）又は卒業証明書（卒業済みの場合） (3) 宣誓書
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の KICKOFF申請にアップロード

2026年度 書式説明・注意事項 《サッカー・フットサル共通》

書式第9-1号 国際移籍証明書発行申請書(日本国内から海外チームへの移籍)

【説明】	選手が日本から外国のチームに移籍する場合 (ただし、実際の発行は移籍先国協会から国際移籍証明書発行依頼が届いてからとなる) 該当選手の登録抹消申請をすること、選手本人が同意していること、が条件となる
【チームの手続・注意】	本申請に基づくJFAによる国際移籍証明書の発行に先立ち、移籍先国のサッカー協会から国際移籍証明書発行依頼がJFAに届いている必要がある 申請料：不要
【提出方法】	本申請書を JFA（登録担当宛）にメールにて提出

書式第9-2-1号 国際移籍証明書発行申請書(海外から日本国内チームへの移籍・18歳以上)

【説明】	選手が外国のチームから日本へ移籍する場合
【チームの手続・注意】	日本国内チームへの登録手続きは、当申請に基づき当該外国サッカー協会から国際移籍証明書が発行された後に、国際移籍選手登録申請書（書式6号）に基づき別途行う必要がある 申請料：10,000円+消費税1,000円
【添付書類】	振込明細書、プロ選手を獲得する場合はFIFATMSにて申請を作成すること
【提出方法】	本申請書を JFA（登録担当宛）にメールにて提出

書式第9-2-2号 国際移籍証明書発行申請書(海外から日本国内チームへの移籍・18歳未満)

【説明】	未成年選手が外国のチームから日本へ移籍する場合
【チームの手続・注意】	日本国内チームへの登録手続きは、当申請に基づき当該外国サッカー協会から国際移籍証明書が発行された後に、国際移籍選手登録申請書（書式6号）に基づき別途行う必要がある 申請料：10,000円+消費税1,000円
【添付書類】	振込明細書、宣誓書
【提出方法】	本申請書を JFA（登録担当宛）にメールにて提出

書式第12号 クラブ申請フォーム

【説明】	クラブとして認可を受けるために使用します（新規、継続、追加、全て同書式を利用します） 条件：同一都道府県サッカー協会所属の登録チームで構成されていること 同一競技のチームで構成されていること(サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない) 異なる年代の複数のチームで構成されていること 統一的な運営組織を持っていること
【提出方法】	グーグルフォームにて申請 https://forms.gle/ce6yVUN7fyKSsf578

登録抹消代行依頼書

【説明】	所属選手がチームからの登録抹消を希望しているにも関わらず、チームが手続きを行わない場合に使用します
【添付書類】	学生証・保険証・運転免許証・パスポート（未成年選手の場合は保護者のもので代用可）のうち、いずれかの写し
【チームの手続・注意】	未成年選手の場合は保護者の署名が必要
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、都道府県サッカー協会へ提出